

## 職業安定情報

### 8月に介護休業改正？ 給付金の変更点教えて

**雇保**


平成29年1月から介護従事者に対する所定外労働の制限等、保護が強化されると聞いています。さらに今年8月からは、介護休業の給付金の支給率等が見直されるということですが、給付金関係の変更点を教えてください。



#### A 日額上限は「45歳」適用

雇用保険の被保険者が対象家族を介護するために休業した場合、介護休業給付金が支給されます（雇保法第61条の6）。配偶者や父母、配偶者の父母等に対して2週間以上にわたり常時介護が必要な状態であることが要件です。

支給額は休業開始時賃金日額の40%でしたが、平成28年8月1日からは、当分の間、67%に引き上げられます（雇保法附則12条の2）。

賃金日額は、被保険者期間として計算された最後の6カ月間の賃金総額（賞与等は除く）を180で除した額です。ただし、年齢階層別に上限が設定されています。8月1日までは、30歳以上45歳未満の上限額を用いていました。受給者の多くが、40歳以上であることを踏まえ、45歳以上60歳未満の上限額に改められました（雇保法61条の6第4項）。これらは、8月1日以後に開始された休業から適用されます。（平28改正法附則2条）



### 再就職した年齢影響か 基本手当の残日数あり

**雇保**


60歳定年後の継続雇用者で退職する予定の者がいますが、再就職した時期が65歳をまたぐかどうかで、再就職手当の支給に影響が及ぶのでしょうか。



#### A 離職が65歳前なら支給対象

基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年間ですが、60歳以上の定年に達した後、引続き被保険者として雇用されている場合に、再雇用の期限到来により離職した者も、受給期間の延長措置を採ることができます。（法20条2項、雇用保険業務取扱要領）。65歳をまたいで再就職しても、就職日に65歳未満である等と仮定した場合に被保険者資格を取得することになる者について、基本手当の支給残日数があれば再就職手当の支給対象となります（前掲要領）。また、安定した職業に6カ月以上継続して同一事業主に雇用されている場合は、就業促進定着手当の対象にもなります。

65歳に達した日以後に離職した高年齢継続被保険者には、基本手当ではなく高年齢求職者給付金が支給されます（雇保法37条の2）。被保険者期間が1年以上でも基本手当日額に相当する額の一律50日分の一時金となっていて、再就職手当を受けることはできません。